

示の対象と実際に避難行動に移された方の人数と割合について内閣府ご同、ます。

卷之三

○政府参考人（青柳一郎君） お答えいたします。

台風第十五号について、消防庁から報告を受け

ては、避難勧告等の対象人口が最大とな

つておる時点で合計三十四万人に避難勧告、避難

指示が発令されておりまして、同じ九月九日の七

持五十分持点ですけれども、辯難所こふうれを方

約二千三百人，辭難勸告等錢令討象人致之討

支那の歴史と文化

三、隣接行勢二は天主教の開拓の一の現象の口合

逃難行動には安全が場所における新規の知り

牢への過襲あるいは屋内の上階への過襲かとか

いまして、これらは実際に過歎行動を取った

人數を把握することはより困難でございます

けれども避難所におられた方というのは○・

7%という状態でござります。

○吉川沙織君 次に、台風十九号についても同じ

ように伺います。最後に今答弁いただいたあの条

件要りませんので、数字だけ教えてください。

○政府参考人（青柳一郎君）　台風第十九号につ

きましては、同じ消防庁からの数字ですけど、十

月十三日の五時時点、避難勧告等の対象人口、合

計約八百万人でございまして、同じ時点で避難所

におられた方は約一十四万人といふことで、避難

勧告の発令対象人數に対する割合は約三%である。

八
ま
す。

七

○吉川沙織君 今それぞれ、台風十五号では〇・七%、十九号については三%という答弁でした。

昨年の平成三十年七月豪雨、西日本豪雨において同じ問い合わせを立てましたところ、約〇・五%という状況でしたので、早期の避難行動につなげていただくことこそが国民の生命、身体、財産を守ることにつながるかと思いますので、今回は情報提供の観点からこれから問い合わせをしていきたいんですけど、今ほど、台風十九号の方では対象が八百万人、実際避難所におられた方は一定の時間で計つたら二十四万人。今回、多くの人は避難しました。対象人数からしたら少ないんですけど、避難したら、今度は避難所が満員だつたり足りていなかつたりというようなこともありましたので、その辺はまた次回伺っていきたいと思います。

早期の避難行動に移していくためには、正確な情報提供は欠かせないと私は思います。情報提供をどうするかという観点から情報伝達手段について伺いますけれども、例えば、地方公共団体が避難勧告等の発令基準や伝達方法を改善する際の参考として、今年三月に内閣府は避難勧告等に関するガイドラインを改定していますが、その趣旨について端的に伺いたいです。

○政府参考人（青柳一郎君） お答えいたします。

昨年の平成三十年七月豪雨におきまして、自治体、気象庁、国土交通省など多様な主体から様々

○吉川沙織君 今それぞれ、台風十五号では〇・七%、十九号については三%という答弁でした。

昨年の平成三十年七月豪雨、西日本豪雨において同じ問い合わせを立てましたところ、約〇・五%という状況でしたので、早期の避難行動につなげていただくことこそが国民の生命、身体、財産を守ることにつながるかと思いますので、今回は情報提供の観点からこれから問い合わせをしていきたいんですけど、今ほど、台風十九号の方では対象が八百万人、実際避難所におられた方は一定の時間で計つたら二十四万人。今回、多くの人は避難しました。対象人数からしたら少ないんですけど、避難したら、今度は避難所が満員だつたり足りていなかつたりというようなこともありましたので、その辺はまた次回伺っていきたいと思います。

早期の避難行動に移していただきためには、正確な情報提供は欠かせないと私は思います。情報提供をどうするかという観点から情報伝達手段について伺いますけれども、例えば、地方公共団体が避難勧告等の発令基準や伝達方法を改善する際の参考として、今年三月に内閣府は避難勧告等に関するガイドラインを改定していますが、その趣旨について端的にお伺いいたします。

○政府参考人（青柳一郎君） お答えいたします。

昨年の平成三十年七月豪雨におきまして、自治体、気象庁、国土交通省など多様な主体から様々

な防災情報が出されて、受け手である住民に正しく理解されていたかということで課題があつたという認識の下で、避難勧告等に関するガイドライン、こちらを改定いたしまして、住民や高齢者等が災害時に取るべき避難行動を直感的に分かるよう、避難に関する情報や防災気象情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて五段階の警戒レベルに整理したというのがその趣旨でございます。

○吉川沙織君 直感的に伝わるようにならうとお話しで、五段階に分けたというのが肝だつたと思います。

改定後のガイドラインでは、避難指示と避難勧告が同じレベル4に入っています。レベル4が発令された場合には基本全員避難を促すものとされていますけれども、例えば、今年六月下旬からの大雨で市内全域に避難指示を出した鹿児島市では、増水した河川を渡るという危険を冒してまで避難する住民の方がいらっしゃった一方で、避難行動を全く起こさない住民もいたと報じられています。

これって結局、レベル4に両方入っちゃつたために、十分にそのレベル4が何なのかという趣旨が浸透しておらず、これ周知には課題がないとは言えないのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○政府参考人（青柳一郎君）お答えいたします。全員避難という、レベル4でござりますけれど

な防災情報が出されて、受け手である住民に正しく理解されていたかということで課題があつたという認識の下で、避難勧告、避難指示とも全員、こちらを改定いたしまして、住民や高齢者等が災害時に取るべき避難行動を直感的に分かるよう、避難に関する情報や防災気象情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて五段階の警戒レベルに整理したというのがその趣旨でございます。

これは、公的な避難場所への避難のみを求めているのではなくて、親戚や知人宅等への避難や屋内での安全確保、垂直避難や待避を求めるものでございます。委員御指摘のような、既に周囲で洪水等が発生しているような場合に、屋外への立ち退き避難がかえつて命に危険を及ぼしかねない場合には、そういう形で、屋外への立ち退き避難じやない形で避難を行う必要があるということです。

今回の台風十五号、あるいは十九号で特に同じレベル4に入っています。レベル4が発令された場合には基本全員避難を促すものとされていますけれども、十分、避難勧告、避難指示あるいはレベル4といったものが住民の皆様方に理解されていたのかというところはよく分析、検証が必要だと考えております。先ほど中央防災会議のワーキンググループのお話させていただきましたけれども、災害リスクと取るべき行動についての住民の理解、あるいは行政による避難の呼びかけの実態、これはよく把握、検証した上で、周知方法の改善など必要な対策は検討してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 三月のこのガイドラインの改定を拝見いたしますと、よく読めば今おっしゃったようなこと書いてあるんですが、ぱっと見ると、レベル4だと住民が取るべき行動は避難としか書いていないです。そうなりますと、やはり課題があるし、今、それを踏まえて検証していくみたいという御答弁でしたけれども、これガイドライン見直すおつもりはございませんでしようか。

○政府参考人（青柳一郎君）必ず今の時点で改定しますということは差し控えますけれども、分析、検証をして、どういった呼びかけの仕方がいいのか等々、ガイドラインの改定も視野に入れて当然検討はしてまいりたいと思います。

○吉川沙織君 先ほど、レベル4が、六月下旬の大雨のときに出した鹿児島県市長会は、警戒レベルの見直しや周知の促進を求める要望書も内閣府に八月二十一日に出したと報じられていますので、是非、国民の生命と身体と財産が懸かっていますので、改定も視野に入れて是非検証していただきたいと思います。

この情報提供についてですけれども、特に台風十九号で記録的な豪雨となつた際、各地の自治体ではウエブページを通じて防災情報を伝えていたんですけど、多数の市町村で、特に関東から東北にかけてウエブページの閲覧がしづらくなってしまったと報じられています。これ、まあ先ほども出ていましたけれども、川の水位や避難に関する情報をウエブページを通じて伝えていて、実際に、住民が避難しようと思つても、そこにアクセス

スできなければそれが遅れてしまう、そういうことにもなりかねません。

他方、災害用ウェブページに、簡易なサイトに切り替えたところではアクセスが集中してもサーバーがダウンすることなく閲覧可能であったことを考えると、内閣府は各自治体が災害用のウェブページを用意しているかどうかぐらいは把握する必要があるのではないかと思うんですけれども、把握されていますか。

○政府参考人（青柳一郎君）お答えいたします。台風十九号におきまして、多くの自治体で災害情報を掲載するホームページ、アクセスが集中して接続障害が生じていたというのを承知はしております。

アクセス集中による接続障害対策として、御指摘のような、文字情報のみの提供によるホームページの負荷軽減ですか、検索エンジンに一時的に複製されたページを作つて誘導するというような取組、実施されておりますけれども、現時点で、そういったホームページ、災害用のホームページを用意している自治体の総数というものは把握はいたしてございません。把握してございませんけれども、今後、消防庁等関係省庁とも連携をして、ホームページによる自治体の災害情報の提供の実態、これは調査をして、先ほどのワーキンググループにおいても必要な対策を検討してまいりたい

と考えております。

○吉川沙織君 把握しているかしていないかだけ伺いたかったんですけども、まあ、していないということが明らかになりました。

それで、ワーキングチームの中でも検討していただくということだったんですけども、ここで大臣に伺いたいと思います。

これから、把握していないものを把握される、

そしてワーキングチームでも議論いただくということなんですねけれども、国として、これは内閣府防災が音頭を取つて推進をしていくという取組、必要不可欠だと思うんですけど、御所見伺います。

○国務大臣（武田良太君）消防庁と連携しながら、ワーキンググループによつて問題点等々を検討し続けてまいりたい、そして結果を出していきたいというふうに思つています。

○吉川沙織君 災害時の情報伝達については、情報が届くこと、そしてその情報の意味が分かること、そして避難行動を促すこと、これらがとても大事だと思います。今は、民間サービスも含めて技術が進歩し、情報伝達手段自体は複数化、多様化が進んでいると思いますが、ただ、それらの情報に積極的に接することができる方と、そこから一步引いた形でどうしても受け身になつてゐる、二分されると思います。

積極的に情報にアクセスできる人は、ウェブ、

ツイッター、防災メール等を活用することができます。少し、総じてそういう方は防災意識の高い方が多い。そうなると自衛行動や避難行動を取る可能性が高いと思います。

他方で、受け身にならざるを得ない方は、どうしても今申し上げた方々よりは一拍遅れて情報を得ることになるのではないかと思います。そういう人は、高齢者であつたり、障害者であつたり、外国人であつたりと、災害弱者と言われる方が多い。そうなると、自衛行動や避難行動が取りにくく、情報までが伝わりにくいとなると、やはり生命、身体への危険、被害を受ける可能性が高まつてしまふと思ひます。

先ほどから何回も答弁ありましたし、先週の防災担当大臣の所信的挨拶の中でも、今、台風十五号を契機として検証チーム立ち上げて、取りまとめに向けて議論を深めてまいりますとお話をしましたので、この辺、検証結果は必ず全国の自治体に内閣府防災が音頭を取つて共有していただきたいと思うんですけど、今申し上げた点も含めてやってください。

○政府参考人（青柳一郎君）検証のワーキンググループの検証結果、また最終的な検証チームの取りまとめ、年度末を目指にこれから作業を進めしていくことになりますけれども、その結果については、自治体等々、よく周知を図り、また

普及啓発も図つていかなくちやいけないと考えております。

○吉川沙織君 情報が伝わることって大事ですので、ちょっととここからは、その具体的な一つの方法について、その在り方について消防庁に伺います。

昨年八月一日の当委員会では、閉会中審査が平成三十年七月豪雨、西日本豪雨の災害を受けて行われました。そのときに、情報伝達上の課題として、防災行政無線が整備はされていたけれども防災の用途で整備がされていなかつたがために使われなくて、それ改善したらいかがですかといつて改善につながった例ありますけれども、では、現在整備済みの防災行政無線について、防災の用途に本当に全ての自治体で活用されているかどうか、全国的に消防庁として把握されてはいかがでしょうかと今年四月二十四日のこの委員会で消防庁にお伺いをしました。全国的な調査を実施すると答弁ございましたので、その調査結果について伺います。

○政府参考人（小宮大一郎君） 委員の御指摘を踏まえまして、今年五月に防災行政無線の用途調査を行いました結果、防災行政無線を整備している全ての市町村におきまして防災用途で使用するご回答がございました。

なお、東広島市につきましては、平成三十年七

月豪雨におきまして防災行政無線は使用いたしませんでしたが、その後、防災行政無線の情報配信基準を定めまして、防災用途に使用することとなります。

○吉川沙織君 今おっしゃった自治体は、残念ながら去年は使用されなくて、今は基準を変えて使われるようになつたということで、それ自体はいいんですけども、ただ、防災行政無線の全国的な整備率がまだまだ一〇〇%には届かない中で、これから整備をさせていく自治体についても、その用途がちゃんと防災に使われているかというのは常に把握をしていてほしいと思います。

その防災行政無線の整備率とか情報伝達の在り方とかその手段については十年以上伺つてきましたけれども、今回の例えば台風十五号と十九号ではどうだったのかということについて、まず台風十五号における防災行政無線の被害状況について消防庁に伺います。

そこで、非常用電源の在り方について伺います。平成二十六年八月二十八日の当委員会の質疑において、防災行政無線の非常用電源の整備状況について把握が当時は行われていなかつたということを聞いて、把握してくださいと申し上げたら、非常に多かつたのではないかと思います。

○政府参考人（小宮大一郎君） 台風十五号では、暴風により千葉県の鋸南町におきまして送信局のブレーカーの故障がございました。十二市町に倒壊がありまして、南房総市におきまして中継局のおきまして屋外スピーカーのアンテナなどの破損がありました。このほか、二十七の市町におきまして屋外スピーカーのバッテリー切れがありまして、重複を除きまして、合計二十七市町におきま

して被害が生じております。

○吉川沙織君 では次に、台風十九号についての被害状況についてお伺いします。

○政府参考人（小宮大一郎君） 台風十九号では、長野県長野市におきまして屋外スピーカーの一部が水没いたしまして、また、千葉県の勝浦市におきまして暴風により屋外スピーカーの一部が使用できなくなるという事態がございました。

○吉川沙織君 今の答弁を拝聴しますと、台風十九号は水没と暴風による被害でしたけど、台風十五号はやはりバッテリーが切れたというものが一

おります使用可能時間が二十四時間以上ということです。その団体を調査いたしました結果、平成三十一年の三月末現在で、親局では六八・一%、中継局では六六・三%、屋外のスピーカーでは六二・五%で整備済みということなつております。

○吉川沙織君 では、非常用電源整備済団体のうち、今二十四時間でしたけど、七十二時間以上としている団体ってどれぐらいありますか。

○政府参考人（小宮大一郎君） 七十二時間以上は、親局で二八・二%、中継局で二七・二%、屋外のスピーカーで一九・二%でございます。

○吉川沙織君 二十四時間ですと六〇%台後半のが、七十二時間になるとやはりぐんと数値が下がる。でも、今般、特に台風十五号では予期せぬ形で停電の長期化も発生をしてしまいましたし、これはちゃんと対応していかなければいけない課題だと思っています。

○吉川沙織君 ちょっと毛色を変えまして、これ市町村全体の非常用電源、地方公共団体全体の非常用電源の整備状況として、昨年十一月二十一日の当委員会で、七十二時間未満である、市町村全体のですよ、七十二時間未満である理由として、設置するスペースがないという答弁がありました。

○政府参考人（小宮大一郎君） 調査をいたしま

ないなど、備蓄スペースとかを確保できない自治体もあると思います。広域的な対応も検討をした方がいいかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○政府参考人（小宮大一郎君） 御提案の非常用電源の広域的な活用につきましては、どのような課題があるのかとも分かりませんので、

そうしたような課題が明らかになつていらない現時点での必要性についてお答えするのは困難といふことでお許しいただきたいのでございますけれども、いずれにいたしましても、災害時において電力を安定的に供給することは非常に重要なことでございますので、それに向けて全力で取り組んでまいります。

○吉川沙織君 課題の一つとして検討いただければ今のは結構なんですけれども、今から伺うのは、去年の委員会で、同じ、答弁者一緒ですからね、何を申し上げますかというと、七十二時間の非常用電源が確保できない自治体における非常用電源の燃料などの備蓄に向けた燃料販売事業者との優先供給に関する協定の締結状況について、昨年十一月二十一日、この委員会でお伺いしました。調査していくかないと考えておりますと答弁あつたんですけど、調査されましたか。調査されたのであれば、その結果について伺います。

○政府参考人（小宮大一郎君） 調査をいたしまして、燃料供給事業者等との燃料供給に関する協

定につきまして、七十二時間以上の稼働時間が確保されていない団体につきまして、市町村では八百九十六団体のうち締結済みが四百九十二団体、五四・九%となつております。

○吉川沙織君 調査いただいて、ありがとうございます。

ただ、締結されているのが約半数程度の市町村であるということは、これ進めていかなければならぬと思います。なぜならば、例えば平成二十八年二月、内閣府が、大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き、五十八ページに何が書いてあるかといいますと、申し上げます、「停電の長期化に備え、一週間程度は災害対応に支障がないよう準備することが望ましい。その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する。」と明記されています。

恐らくこれを受けて、去年の十一月二十七日、消防庁もこれに準じた形で通知を出したんだと思うんですけども、今回、内閣府の手引に一週間程度準備することが望ましいとされているところ、今回の台風では実際に長期化をしました。ですから、この手引の記述に重みが出てくることになりますし、もつと言ふと、非常用電源自体の整備は

進んでいます。あとは浸水対策、地震対策と長期化への備えが必要だと思います。

この去年の調査では、浸水対策済みは六三・一%、地震対策済みは七四・二%と出ていて、この結果は去年の十一月二十七日に公表されています。もう今日、十一月二十日ですから、そろそろ出ているかと思うんですが、もしお手元に数字があればお願ひします。

○政府参考人（小宮大一郎君） 現在まだ精査中でございまして、近々公表させていただきます。

○吉川沙織君 では、内閣府伺います。

台風十九号等による大雨では、自治体の庁舎が水没し、災害対応の初動に影響した自治体も見られました。庁舎が浸水想定区域に所在する自治体数の内閣府としての把握状況について伺います。

○政府参考人（青柳一郎君） お答えいたします。

地方公共団体の浸水の危険性等については、現状、内閣府として把握はしておりません。

○吉川沙織君 把握しませんか。

○政府参考人（青柳一郎君） 今後、調査方法を関係省庁とも検討して、速やかに実施してまいりたいと思います。

○吉川沙織君 庁舎の浸水対策については、今回もでした、残念ながら、浸水想定区域外の地区にある庁舎が浸水した事案も発生しております。これ、想定が甘かったのかどうかは調査拝見しない

と分からぬですけれども、少なくとも区域内に庁舎がある場合には浸水対策は万全に講じなければならぬ、そのためには実態の把握、現状の把握が必要ですので、是非調査お願ひします。

そうなると、調査していないんだったら、これ以降伺つてもあれなんですけれども、災害対策本部設置予定の庁舎が水没すると、もうそこの機能が失われますし、何より、避難所をそういうところにつくついたら再避難という行動も住民の皆様に強いてしまうことになりますので、調査は是非早急にやつていただければと思ひます。

ここからは、実際、その庁舎が十全に機能を発揮できたとしても、そこに人がいなければ対応ができません。八年前から市町村における防災体制の現状把握の必要性は、当委員会を始め何度も、

何年も聞いてまいりました。昨年の四月十三日、

ようやく実態についてその一端が明らかとなる答弁が当時の防災担当大臣から得られました。市町村における防災職員が約四割の団体が一人から四人ということ、約三割の団体で防災職員の数がゼロということでした。今回も、例えば宮城県の丸森町では総務課の職員一人が危機管理担当で、発災時にこの職員に負担が集中し、部署間の連携にも支障が出たと報じられています。

○吉川沙織君 防災担当職員がゼロである自治体が約三割、こういう状況の中、十分に職員を配置できない自治

体の応援・受援体制につき、内閣府は把握しているのでしょうか。していないのであれば、内閣府として把握する必要があるのではないかと思いますが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣（武田良太君） 大規模発災時、被災自治体が単独でこの対応に当たるというのは不可能であることは十分承知しております。そ

うした中で、BCPですね、継続計画を定めている地方公共団体のうち、その規定を備えている団体が四割程度というのは、これは防災体制、対応としてはちよつと物足りないのは事実であります。

先ほど先生が御指摘あった、一人から四人の自治体が四割、ゼロの団体が約三割、そして五人以上が三割というデータについても我々は承知しております。

我々は、常日頃から自治体の方にはそうした万策を尽くしてくださいと、いつ災害が起こつてもいいような対応というのはそれぞれの自治体でも対応を取つておいてくださいということは啓発をしていることはしているわけですが、今後、また全国知事会、そして町村委会等々にもこれを呼びかけながら、その充実に努めていきたいと、このように思つております。

○吉川沙織君 防災職員配置できないところの受援体制、応援体制につき、内閣府として把握する必要があるのでないでしょうかというお伺いだ

つたんですけど、政策統括官、どうですか。

○政府参考人（青柳一郎君）お答えいたします。

先ほど、BCPを策定している地方公共団体のうち、受援に関する規定を備えている団体が四割程度ということです。けれども、その体制そのものについてつまびらかに把握をしている状態ではないということです。そこで、そこ辺もよく関係省庁とも連携をしながらしっかりと、受援体制を整えるというのは非常に大きな課題でございますので、しっかりと把握に努めさせていただきたいと思います。

○吉川沙織君 そこで、消防庁に伺います。

消防庁は、来年度、小規模市町村向けに災害時の自治体業務に関する手引をまとめると報道されています。取りまとめた後は、この手引がちゃんと各自治体のBCP、業務継続計画に反映されているか、防災訓練に活用されているなど状況を把握し、手引の充実、これ取りまとめ前のことを聞いているんじやなくて、取りまとめた後はちゃんとそれが活用されているかどうかというのをチェックいただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○政府参考人（小宮大一郎君）御指摘の事業の手引でございますけれども、地域防災計画やBCPを災害対応時において適切に機能させるための個々の職員の行動マニュアル的なものとイメージ

しておりますので、この手引を地域防災計画やBCPに反映させるべきなのかどうかということにつきましては、その地域防災計画やBCPの内容によるのではないかというふうに考えております。いずれにいたしましても、予算成立後にまずは訓練を実施いたしまして、その結果を踏まえて手引を作成してまいります。

○吉川沙織君 この課題についてもずっとお伺いし続けてまいりましたので、これからも機会を見て問うていきたいと思います。

国民の生命、身体、財産を守る情報提供も、体制が充足していかなければ十全にはかないません。

災害時には地方自治体が大きな役割を担いますが、その市町村の防災体制は充足しているのか、また、その情報伝達については、情報が届き、意味が分かり、避難行動を促す、それが大事だと思いますので、実態把握とその手段の在り方を含め、これからも引き続き質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。